

城下町変質の構図 — 奥州盛岡の場合 —

Structural Transformation of Castle Town: A Case in Morioka, Oshu

松本 四郎

Shiro MATSUMOTO

はじめに

近世初頭に成立した城下町は近世中後期にかけてどう変化していったのだろうか。この課題は『城下町』¹を執筆中にも強く意識していた点であった。同書刊行後に塩川隆文が書評²で「城下町の変化を示す様々な指標が提示されるものの、その原動力が何であるのか」について十分に説明されているとはいえない」と指摘されているのと同じである。前出『城下町』で城下町の変化に関連して注目した先行研究としては、金沢の水上一久や田中喜男の論文、あるいは鳥取の浜崎洋三の仕事などであった。いずれも町組とか個別町の中での変化に注目していた³。とはいえ、それらの仕事を城下町の変化という観点からきちんと位置づけられなかった筆者の責任は

免れるものではない。改めて研究の進んでいる藩政史や流通史の状況も視野に入れながら、都市史の立場からの城下町の変化についての研究を試みたい。

ここで研究対象として取り上げたのは奥州盛岡である。筆者はこれまで「近世遠野の都市的性格」⁴について論じている。この遠野を含めて、南部氏一〇万石の領国のなかで、城下町がどう成立し、変化していったのかをみていきたい。

1. 城下町盛岡の成立

奥羽仕置（天正一八年）以後、南部氏の領国は確定し、居城も三戸から福岡を経て、最終的には寛永一〇年に盛岡に移している⁵。

三戸の城下で印象深いのは、「在府小路」の存在である。ここには八戸根城の主である八戸氏の屋敷などがあり、城主との微妙な関係を示している興味深い。盛岡では、内丸に八戸氏らの一門一族の高知衆の屋敷を集め、これまでよりさらに藩主家との差を明確にし、その上で広大な武家屋敷地を確保し、外周部に足軽屋敷を配置している。城下の武家屋敷地を確保すると同時に、三戸と比べて異なったのが町人町の造り方である。三戸の城下は街道ぞいの一の字型の町々であったが、盛岡は重層的な五の字型の町々を城下に展開させている。これらを堀や土手で囲む、惣構えの城下町として成立したのである⁷。本稿では、城下町変質の基軸が最も明確に窺える町人地の町々を中心に論を進めていきたい。

最初に、町替え直後の城下町々を分析するため、「盛岡城下図」を検討したい。この絵図は正保絵図の下絵図とも指摘されているが、正保絵図とは違い、町々の境に木戸が描かれ、町ごとの家数を数えることが出来る。さらに個々の地割の表口、裏行も記されている。こうした独自の情報が得られる点を重視し、「伝寛永図」とされてきたこれまでの見解を踏襲し、検討を進めることにした¹⁰。

表1 寛永期盛岡城下町々の構成表

町名	家数	表口 3~6間	同7~9間	同10~ 14間	同15間 以上	不明	裏行	町木戸
京町	24	1	16	6	1		20間 24	○
八日町	30	11	16	3			20間 23、18間 7	○
大工町	62	6	50	5	1		13間 62	○
油町	40	12	22	6			20間 15、15間 25	○
寺町	30	2	13	15			15間 30	○
四ツ家町	10		10				20間 4、10間 4、19間 1、8間 1	
銅屋町	3		2	1			20間 3	
川原町	5		5				30間 3、20間 2	
紙町	6	5	1				20間 6	○
三戸町	5	2	3				20間 5	
田町	31		15	7	9		20間 31	○
岩手町	24	3	15	4	2		20間 12、19間 12	○
久慈町	23		20	3			15間 14、20間以上 4、13~7間 5	○
鍛冶町	26	12	13	1			19間 13、25間 13、	○
紺屋町	38	12	18	8			20間 13、15間 10、18~16間 8、14間 3、22、21間 2、12、8間 2	○
新町	22	1	17	3	1		15間 10、31~2間 10、19、18間 2	○
六日町	20		13	7			17間 10、16間 7、10間 2、20間 1	○
三日町	46	1	44			1	16間 32、15間 9、不明 2	○
十三日町	45	2	43				14間 23、13間 22	○
新馬口旁町	40	1	39				15間 40	○
鈍屋町	17	2	13	2			15間 12、8間 2、12間・11間・10間各 1	○
屋根葺町	17	8	7	1	1		13間 10、15間 6、17間 1	○
肴町	44	27	15	2			13間 23、15間 18、9間 3	○
新(穀)町	10		7			3	11間 5、8間 2、不明 3	
計	622	108	422	75	15	4		

注1. 史料は「盛岡城下図」(岩手県立図書館蔵)による。

注2. 武士名前の地面は除外し、町人名前の地面のみを数えた。

注3. 町木戸が図示されている町は○を付した。

盛岡城下図をもとに表1を作成した。城下町々の地域区分は「盛岡砂子」¹¹に従い、城北・城西・城東とし、町々の地面の数や個々の地割の状況をみていきたい。

最初に取り上げるのは城北にある大手先の京町（のち本町）で、大きな表口を持つ地面が多い。京町の地面は二四、なかでも多いのは表口七間で九、八間・九間を含めると一六になる。これらより大きい表口一〇間以上も七ある。これに対し表口六間は一と少ない。裏行はどこも二〇間である。「盛岡砂子」には、「市町の制は家老軒、表口七間、裏行式拾壹間（或は式拾間と云）の定目也」という言い伝えがあると記されている。京町の地面の表口、裏行はほぼこの「定目」に準じている。こうした短冊型地割の地面が道路の両側に建ち並んでいるところは、京町に隣接する八日町、大工町の地面でも同じである。

京町の西側、城西の町々はどうかだろう。この町々の表口は京町などと少し違う。田町三一地面の裏行は京町などと同じ二〇間であるが、表口は異なる。一〇間が一四、一五間は八と集中している。残りも八間の一を除くと一〇間台である。表口は盛岡の町々のなかでは目立って大きい。短冊型地割というより、武家屋敷的である。「御城下市之記」¹²によると、町替え直後に三戸からの御百姓町人を田町に移したとある。京町などとは違う意味で別格の扱いを受けていたことになる。この田町は、のち三戸町と名を変え、盛岡の市町の発祥の地とも伝えられている¹³。他の岩手町や久慈町も、田町と似て表口は大きめである。

ここで城東の町々に視線を移そう。内丸の武家屋敷と二の橋で結ばれる新町（のち呉服町）や三日町（のち穀町）といった町々であ

る。新町二二の地面で表口七間は三と少ないが、九間まで含めると一五、一〇間以上も六ある。なお七間以下は一と少ない。こうした表口に対し、裏行は一五間が一〇、一四間が四、次いで三二間、二二間、二〇間がそれぞれ二、二八間、一八間が各一とばらばらである。これは地面の裏側が中津川に接していて二〇間を確保出来なためであろう。三日町も同じで、四六の地面の内訳は表口七間が四四と多く、七間以下は一で、あとは不明一である。ところが、裏行は一六間が三二、一五間が九で、あとは不明二である。この城東の町々はどこも裏行が不同である。

次に、同じ城東に入るが、町並みは城廻りを離れて南に向い、奥州街道に連なる十三日町や新馬口旁町（のち馬町）などを見ると、表口七間が多い。ただ、裏町に当たる屋根葺町や肴町などは表口三間から六間が多く、さらに裏行が取れていないのがある。肴町四四地面のうち表口七間が一五、一〇間以上は二あるが、七間以下が二七と多い。裏行も一三間が三二、一五間は一八、九間が三二である。京町などとは対照的な町々になる。

「盛岡城下図」を検討してみても気付くことの第一は、個々の地面の大きさが表口七間、裏行二〇間という「定目」にほぼ沿うようにして展開していることである。もちろん、町々によっては多少の違いは見られるが、明らかに計画的な町造りをされたことは間違いない。盛岡以外の事例としては、釜石甲子新町に新市のために三〇軒分の地面を作ったさい、「一軒二付表七間裏二十間宛渡」（慶安三年八月二六日）す、という雑書¹⁴の記事がある。この町屋の表口が七間と畿内などと比べると大きいとも言えるが、前出の『城下町』でも記した通り、仙台や鶴岡・米沢なども間口六間であるから、特に

大きいわけではない¹⁵。

第二に、城下町々の違いは城下町盛岡の成立史を反映していると見られる点である。旧城下の三戸との結び付きが読み取れる田町(のうち三戸町)、あるいは大手先の京町(本町)の町方の定目に基づく地面の作り方、そして五の字型(重層的)の町造りの実際を示す奥州街道ぞいの裏町など、それぞれ意味ある都市プランが展開されていると読み取れる。こうした検討をふまえて、改めて城下の町々の状況を見ていくことにしたい。

大手先の京町は、町名通り京の様な町並みを期待されて、結構な家作のため城普請の残木を下げ渡されたという言い伝え¹⁶もある別格の存在であった。京町(本町)住居の者の中には、雑書に「殿様御存知之者」である本町新九郎とか(元禄五年六月二十九日)、「御前へも御用相立并御家中用事も相達し申」す近江屋市兵衛(宝永二年五月二三日)、あるいは、三戸では茶壺荷を扱い盛岡の本町に移つてからも茶園を命じられている高木久助が居住している¹⁷。いずれも旧城下である三戸以来の由緒で、盛岡の京町(本町)に移り住み、それぞれ「勝手不自由」とか「不如意」のさいには手厚い保護を受けるような人びとであった。

城下の町々の中でも、本町などはやはり別格である。たとえば、前述した近江屋市兵衛が勝手不如意のさい支援として造酒用の米二〇〇駄を貸し与えられているが、もともと、本町には大きい酒屋が存在している。雑書寛文二年一月一日条に盛岡の酒屋で酒造りした石高の調べがある。その町数は二〇、酒屋数は六〇、石高は五七六〇石である。ほとんどの町に酒屋がある。だが一軒あたりの酒造量が違う。一番多いのは本町で、酒屋が八人、うち六人が一

軒当たり二〇七石で計一二四二石、五〇石と三〇石が各一人である。次は新町で、二〇七石は四人、五〇石三人で、計九七八石になる。本町、新町以外で二〇七石の酒造用の米を入手しているのは、八日町三三日町・三戸町・六日町の各一、紺屋町・馬町の各一である。こうした町々を除くと、多くは五〇石、三〇石と酒造用の米の入手は多くない。城下のほとんどの町で酒造りのために米を入手しているのは蔵米処分の手法としてはありうることだが、そうしたなかでも本町、そして新町などに由緒ある、規模の大きい酒屋が集まっているのは、城下のなかでの存在感は大きい。

問題は、町替え直後の町々は、どこも本町や新町のように大きな店舗が建ち、商売や仕事が出来たわけではないことである。新天地での戸惑いや困惑もあっただろう。いくつかの町の様子を見よう。『藩法集』¹⁸の正保三年七月四日条に「当三戸町、只今迄は十八日一町相立候得は、当分商売もなくめいわくのよし訴訟申」す、という状況だった。同じようなことが紺屋町でも見られている。前出の「御城下市之記」によると、「紺屋町ハ町並ニハ相成候得共、不益ニ付」と紺屋町の事情が記されているのが注目される。近世中後期には新町などと並んで著名な大商人たちがいた紺屋町が、町替え直後は町並みにはなつたがそれに見合う商売がないといっている。あるいは馬町も「何之商売も無之町にて」(延宝五年一〇月八日)とある雑書の記事が目にも留まる。こうした三戸町や紺屋町、そして馬町が直面した状況は町替え直後にはありうることだと思ふ。ここで結び付くのが、町々に市を開き賑わいを作り出すことである。

三戸町からの訴訟を受けて藩側が出した対策は、「今月十一日より一日市ニ被仰付候間、壹ヶ月三さゝる当市へ相立可申事」というも

のだった。三斎市を立てることによって賑わいを呼び込もうという対策である。紺屋町も同じで「田町の六斎市より朔日之市を紺屋町へ譲り受け」ることによって繁昌の町並みにしたいと考えたのである。共通するのは城下町々の賑わいの原点として市の設立を考えていることである。

城下町の市については小野晃嗣の『近世城下町の研究』に「盛岡砂子」を使い、市が町々を順々に廻る状況などを指摘している。ここでは城下町々の成立と市の関わりを具体的にみていきたい。前述した「御城下市之記」を読んで最も印象深いのは、田町の六斎市から盛岡の他の町々に次第に市が拡散していることである。「米穀、馬商売が田町に群集、それから石町、本町でも市が始まり、雑穀大豆などは隣り町の四ツ家町から寺町に移って商売するようになり、夫より盛岡段々繁盛になった」と記されている。確かに米雑穀とか馬はこの地域にとつて、重要な産物である。これらをテコに町々は市との結び付きを深めていったのであろう。天和二年八月の長町など五町への新市を許したというのも（天和二年八月二二日）、こうした市拡散の過程の一駒といえよう。

盛岡の町々と市の関わりを「御城下市之記」で見ると、①前述した馬町への馬商売市、十三日町への米市のほかに、八日町、油町、本町、紺屋町、新町、六日町、穀町にそれぞれ市日が記されている。②「市日なし」とある町々も、久慈町・材木町・長町の「三町共二田町繁盛之潤にて出候」とあり、また鉦屋町・川原町・仙北町の三町は「在方入込筋故」市は立たない。吹手町・肴町は「小路狭く混雑故」、いまは市が立たないとそれぞれ事情を記している。このほか市の記事があるのは、③延宝年間に町ができた八幡町で祭礼のさ

いの市についてである。盛岡城下の二三町のなかで、市が立つていないのはそれぞれ理由がある。それも含めて、殆んど町の町々に市の設立が関わっていると言いきることができるよう思う。

こうした市の設立にこだわるのも、役負担の問題があるからでもある。城下全体の中でも別格ともいえる本町、あるいは新町を、役負担の点から見ると全体の中での位置を改めて知ることが出来る。伝馬役を負担する町々は通常城下の中心部の町々といえるが²¹、盛岡で伝馬役を負担した町は延宝期は五町（延宝五年二月二六日）で、本町、八日町と新町、十三日町、石町（三日町）である²²。この五町は大手先の二町と二の橋に近い奥州街道に連なる三町である。中心部の五町は伝馬役を負担する「伝馬町」で、城内御用などの手振り人足役を負担する「手振町」はその周辺に、さらに領内各地への文書の通送などを担う「一里番町」は諸街道の出入り口周辺に置かれたのである（延宝五年二月二六日）。

こうした伝馬役などを負担する城下の町々を造りだすために、町替えの過程で表口七間、裏行二〇間という短冊型地割のほぼ均等な地面を全面的に造りだしたともいえる。もちろん、旧城下の時代から藩主家などに入りしめていた御用商人などを大手先や二の橋隣の町々に配置したり、三戸から移住してきた百姓や商人に大き目の地面を与えて市町発祥の起点としようとしたことは間違いないが、こうした町以外の多くの町にも表口七間、裏行二〇間の地面をつくり、城下の構成員としようとしたのである。ただ、土地があるだけではそこに定着することは出来ない。そこに市商業を全面的に展開させ、賑わいを作り出す必要があった。城下町の成立は役負担の担い手を必要とし、その担い手を維持するために町々に市商業を展開させた

といえるからである。

城下の町々の成立と市商業の関わりを見た上で、こうした市で売買されている商品や商人についてみていこう。「御城下市之記」にある「市立之図」²³をみると、五十集物（海産物）が最初に、次いで鳥類・川物類、八百屋物などが並び、その後干肴、塩、木綿、布、小間物、農具、塗物、古鉄、古手もの、油元結白粉などの市見世が出ている。ここには、米雑穀と馬を除く、さまざまな食料、衣料、小間物・荒物・化粧品など、多くの生活物資が商われている。こうしたなかでも海産物の存在感が大きいことは印象的である。

次いで、市見世の出し方を説明すると、①図の両端には荷宿、あるいは見世があり、②さらに道側に見世下（軒下三尺）があつて売り場になっている。③道の両側の堰向いの三尺ずつは通路になり、④道中央には表裏なしの四尺の中見世が設けられている、この四点である。興味深いのは①と②である。図のなかで荷宿と明記されているのは海産物だけで、あとの多くは見世である。見世は見世賃を払っているところを見ると借屋の可能性もある。こうした借家については、すでに遠野で検討したことがある²⁴。見世下の場合も同じである。この見世下というのは東北地方に多いコミセ（小見世）に類似している²⁵。盛岡への町替以前に城下であつた三戸にはコミセがあつた町並みが紹介されている。あるいは岩手県内でもコミセの調査はおこなわれている²⁶。いずれにせよ、表口七間という、大きな地面は、こうした市での商いと無関係ではないだろう。

ここで、この盛岡の荷宿について、特に市に出される海産物はどこから、どのように運ばれ、売買されていたのか、といったことを検討していきたい。近世前期の海産物流通については、渡辺信夫

『幕藩制社会の商品流通』²⁷、あるいは岩本由輝『近世漁村共同体の変遷過程』²⁸に詳しい。こうした文献から得られた海産物流通の仕組みは、①藩は沿岸部からの漁獲物や加工品から運上金（礼金）を上納させる。②運上請負人はセリなどの入札によって決める。③この請負人は必ずしも沿岸部の中世以来の伝統的な権威を持つような瀬主に限らない、消費地（江戸）や中継地（那珂湊）の商人たちの場合もあつたが、寛文期以降は城下町商人に代わっている。④運上請負人は請負い金額を現地の瀬主たちに役銭として割付けて徴収する。⑤または他領（江戸など）への積み出し金額の一〇分の一を役銭として徴収する。⑥こうした役銭などを払えば、城下町の盛岡へ運んで売り出すことに問題はない。売り余れば領内村々への販売も認められていた。実際、「駄送之儀ハ御城下市販ニも相成」（天明元年五月一九日）とあるように、宮古や野田からの海産物の駄送は盛岡の市の賑わいと直結していたのである。

次いで、「御城下市之記」にある海産物の荷宿についての記述に注目してみたい。この荷宿は一〇軒程度で、八日町、油町、鍛冶町、十三日町、水主町にあつたという。これらの町の位置は盛岡の中心部といつてよい。八百屋物の荷宿が仙北町、川原町、水主丁、十文字、上小路、久慈町といった「在々出口」といえる場所にあつたのとは対照的である。八百屋物が近在農民の持ち込みを想定できるのに対し、海産物の荷宿での荷揚げは、前述した、運上金の請負い制と絡んで、特定の商人を窓口とした売買を想定できるように思う。

この問題を市での海産物の値決めは誰がしたのか、ということと結び付けてみる。「御城下市之記」に海産物の初物などを「御用達之御倉屋」に持参し、そこで値段を付けてから、下払いするという

記事がある。手続的にはその通りだが、こうした記事とは別に、市と市の合い間に持ち込まれた海産物については「先市之相場を以買取り申候」とあることに注目したい。つまり盛岡の市の荷宿は随時運びこまれた海産物の相場を動かす立場ではないということ意味している。基本的には市での売り手と買い手の相対での取引の場で決まるが、市が開かれていない時は直近の市日での相場が適用されるのである。荷宿は両者が出会う場を提供するだけである。いわば、典型的な「宿」の機能をもっているといつてよい。あるいは近世前期に多く見られた荷受け問屋の機能といつてもよい²⁹。前貸金などで海産物を集荷する商人資本が登場する前段階の存在である³⁰。こうした荷宿のような存在が城下町盛岡の市商業の中心に展開していたという点を重視すべきだと思う。換言すれば、城下町成立期の市商業はこうした前期的な問屋商業の段階であったとも云うべきだろう。

2. 城下町々の拡大

近世中後期にかけての盛岡城下の町々の拡大、変化の状況を寛永期の盛岡城下図と比較してみたい、概況を把握するために表2を作成した。

表2 盛岡城下町々の家数変化

町名	寛永期家数		天明期戸数	倍率
京町	24	(本町)	68	2.51
八日町	30		56	1.86
大工町	62		226	3.64
油町	40		72	1.80
寺町	30		122	2.97
四ツ家町	10		—	—
銅屋町	3		—	—
川原町	5		—	—
紙丁	7		19	1.46
三戸町	5		122	3.38
田町	31		—	—
—	—	長イ町	203	—
岩手町	24	(材木町)	52	2.16
久慈町	23		50	2.17
鍛冶町	26		41	1.57
紺屋町	38		71	1.86
新町	22		26	1.18
六日町	20		31	1.53
三日町	46	(石町)	120	2.6
十三日町	45		73	1.62
新馬労町	40	(馬町)	65	1.62
鉾屋町	17		—	—
—	—	川原町	144	—
屋根葺町	17	(葺手町)	38	2.23
肴町	44		53	1.2
新町	10		—	—
—	—	仙北町	154	—
—	—	八幡町	140	—

- 注1. 寛永期の家数は表1による。天明期の戸数は邦内郷村志(南部叢書5)による。
- 注2. 町名が変更されているのはカッコ書きで記した。
- 注3. 寛永期の三戸町と田町は合算して天明期の三戸町と比較した。以下、『岩手県の地名』(平凡社)を参考に四ツ家町は京町(本町)、銅屋町は寺町に、川原町は紙丁に合算し比較した。
- 注4. 『岩手県の地名』によれば、寛永期の鉾屋町は天明期の川原町に、新町は新石町に結び付くが増加率の計算は難しいと判断した。

寛永期の家数は表1から、天明期の戸数は「邦内郷村志」³¹からのものである。ここから読みとれるいくつかを指摘する。第一に、城下成立期には根幹と見られた町々、新町、紺屋町、あるいは十三日町、馬町などの家数の増加は一・五倍前後で、表の中では必ずしも多い方とはいえない。第二として、天明期に新しい町名が出ている、長イ町、八幡町、川原町、仙北町は、どの町も一五〇〇〜二〇〇〇戸と規模は大きい。長イ町は上田通りに接しているが、町並みが南北に走り材木町・久慈町とも結ばれ、鹿角など秋田方面への出入り口にもなっている。八幡町は盛岡八幡宮の門前町で、また川原町・仙北町は北上川を挟んで奥州街道、あるいは宮古・遠野街道の出入り口に当たる町である。

第三は、この両者の中間にあたる町々で、家数の増加が目立つ。城北の位置にある本町・大工町・寺町などは、後述するように野田街道の延長線上にあり、三戸町もこれらに接している。石町(三日町)は川原町に接している。これらの町は、どちらかといえば新しく出来た町々の影響を受けているように見える。三戸町は田町との関係で、石町や仙北町は奥州街道に続く町々である。このように表2からは、寛永期から天明期にかけて盛岡中心部の主要な町々の家数の変化は大きくないが、奥州街道や領内各地への出入り口になる町々の増加は著しく、新しい町がいくつも出来ていて読み取ることができる。

拡大する状況と表裏するのが借家の展開である。雑書延享元年二月二十九日に盛岡諸町のなかに、商い不振で店物を出さず藪を下ろす裏屋住居の者が見られるとして、先祖から相続した家業を守っていくことは「第一其身之渡世、且ハ城下之賑いニも候、若其義ニ及

かたき者ハ表通借店ニいたし、商売之筋可然候」という触れが記されている。これは極めて興味深い史料である。住居とミセが分離し、ミセ部分を借屋にしている事例については、前出の「近世遠野の都市的性格」で見えてきたとおりである。盛岡でも表通りに借店を出すことが触れのなかで促されていることは興味深い。

盛岡の町々全体の借家の数をここで出すことはできないが³²、享保一四年四月の大火で城東の町々(一〇カ町)を焼き尽くしたさいの本家と借家の戸数がわかる(享保一四年四月三日)。もちろん、この種の史料を扱う場合は慎重にしなければならないが、一つの目安になると思い提示することにした。大火に遭った時期を挟んで寛永期と天明期の町々の家数(戸数)を比較すると、寛永期、天明期の家数(戸数)と焼失した享保期の本家数はほぼ同じである。また、享保期の本家と借家を総数で見ると、半々といつてよい。個別に見ると、新町・十三日町の借家比率は低く、馬町、葺手町、六日町、そして八幡町が高いことになる。概括すると、表口七間という大きな地面を維持している町々がある反面、借屋を抱え込んで成り立っている町々とがあることになる。こうした近世前期から中後期にかけては、借屋層の展開を念頭におきながら、町々の変化の状況を具体的にみていく必要がある。

第一に、盛岡で根幹の町ともいえる本町・新町などはどういう変動を遂げていたのだろう。こうした町々にはもともと武士や富裕な商人層を購買者とする上方物(呉服や小間物など)を商う店舗が多かった。こうした店舗での仕入れは、京都などの上方物を商う商人たちの行商たちの持ち込みであろう。この局面が大きく変わっていったのである。寛保四年二月二十九日の雑書には「本町・新町等ハ

縦軽物たりとも上方物おもに商売、古来之趣断絶不申様可致、其外端々ニては荒物おもに致し、上方物商売無用候」とある。これは、本町・新町は上方物（呉服や小間物）を主に商売し、荒物などを商う端々の町との違いを指摘している。ただ、こうしたことを主張できる根拠は「古来之趣」という曖昧なものである点は留意する必要がある。いわゆる近世初頭からの町座とか町株といったものではない。³³ 本町、新町に多い商人（呉服、小間物）たちによる「御勝手向き御用」を勤める御用達商人仲間があつて、「上方仕入諸品指下」し、城下だけでなく、在々まで商人仲間より仕入て売るようにという申渡しも出ているような存在であつた（安永三年正月二八日）。実際、城下商人一九人の上方出入荷物が遠州沖で破船したことが報告されているから、本町や新町の商人仲間による上方物の仕入れが廻船を使ってまでして行なわれていることは変化した状況として注目すべきだろう（元文五年二月二二日）。

こうした局面を、商人側の史料から確認すると、盛岡の豪商と知られる小野家（井筒屋）の最初は、行商形態で「草鞋ぬぎ場」とした一族である志和の村井家（近江屋）を経て盛岡に來たのは寛文期ころ、繁栄した時期は元禄期以後と宮本又次は見ている。³⁴ 宮本によると、井筒屋小野家は京都に定宿があり、それが組合店になり、やがて享保年間には家屋敷を購入し、本店にしているという。こうして井筒屋小野家は上方から持下りの商いを始め、盛岡に定着するには、前述のように志和の村井家にならつて酒造業に関わつたこと、それも先進的な大坂杜氏の酒造法を持ち込んだことが背景にあつたと伝えられている。本町・新町の商人たちで目立って多いのは井筒屋とか近江屋などである。たとえば、宝暦五年十一月に御町商人

一九人に御用金一万五千両を課されたときの顔ぶれを町ごとにもみると、新町九、本町四、紺屋町二、その他吹手町、石町、三戸町など各一である（宝暦五年十一月四日）。このなかには小野善助や村井甚助が入っているのは云うまでもない。元禄期以降、小野家の急速な発展の状況は、近世前期の市商業の段階には考えられないことである。

第二に、盛岡の町々と市商業を強く結び付けている海産物の流通面での変化を見ていきたい。最初に、寛文・延宝期に継続的に海産物の運上請負人となつた四ツ家町治兵衛の足跡を追つてみたい。この治兵衛は下北半島の材木、閉伊沿岸の海産物、白根金山などの鉱産物など各地の特産品流通に際して役銭を取り立て、それを原資にして藩への運上金を上納している。³⁵ ただ、治兵衛は特定の地域とか産物に限定して何らかの特権を持っているとは思えない。藩財政の全体を見ると、田畑などからの貢租分を除いて、特産品からは運上金（礼金）が徴収されており、運上金は城下町で公示された入札によつて、上位のものが権利を得る請負制であるからである。したがつて、治兵衛は特定の地域とか産物にかかわりがあつたわけでない。とはいえ、治兵衛は盛岡という町々と無縁であつたわけでない。延宝初年には盛岡八幡宮が移転してくる前から、同社の勧進相撲で勧進元になり³⁶、また八幡町が新しくできると町の検断に就任している（延宝九年八月一五日）。これ以降は八幡町治兵衛と名乗るようになった。

しかし、八幡町検断に就任した治兵衛は、この直後から海産物の運上請負人としての立場を次第に失つていくことになる。治兵衛は延宝期を通じて海川運上の請負い金額を一〇〇〇両と最高を記録し

ている。³⁷この動きに変化が生じたのは延宝五年の津波被害からである。津波直後の延宝六年三月の請負証文によると、鱈、鮭の不漁のため、大槌などの六カ浦の瀬主たちから訴えが出され、六五〇両に減額することになったと雑書に記されている。しかも、これまでに瀬主たちへの運上金の割付は請負人(治兵衛)が相対で集めていたが、「段々瀬主共出兼候ニ付当年ハ右之金直々御取上被下度と申ニ付、願之通此方より可取上候」(天和二年八月七日)ということになった。問題は津波とか不漁という状況にとどまらず、運上請負金を徴収するシステム自体が機能しなくなつたことを意味している。瀬主が払えないといえは藩が代わつて割付金を徴収したということは衝撃ですらある。翌天和三年六月の証文によれば請負金はさらに低下し三七三両である(天和三年六月一八日)。

海川運上の請負に変化が生じたのは、確かに延宝五年の津波による被害がもたらしたものであつたが、この災害以後も、閉伊沿岸部の漁業などは低迷を続けているように見える。享保期の藩財政を立て直そうとした沖弥一右衛門の上書のなかに、元禄以降の借金増加に対する手当てとしては材木(下北半島)の枯渇、海川運上(閉伊沿岸)などが期待できないことを指摘している。³⁸こうした状況を見ると、やはり自然災害の打撃だけでなく、それを契機にしておきた社会経済事情の変化が関わっていると思う。

なかでも、旧瀬主に代わつて浦々の肝煎など村役人クラスが「制限」りの立場で無計画な地域資源の浪費への警戒の動きとなつたこともあろう(延享元年三月一五日、同年三月二二日)。また、打続く不作・凶作に対応して村役人クラスが主導して飯米確保の見返りに塩など海産物を売却するようになったという事情もあろう。³⁹あ

るいは、沿岸部と城下町の交通の問題として、役銭を回避するため本道以外の脇道、忍び道、抜け道などを利用されるようになったということもある(寛保四年一月二五日)。こうした行き詰まりの状況を打破するために明和・安永期にいくつかの変化が見られるようになった。

3. 五口令と城下町商人

南部領内における商品流通の変化に対応して、明和・安永期における城下町の動きを見ていきたい。その一つは明和八年一月の大工町喜兵衛に与えた、①三閉伊沿岸から盛岡着荷の海産物へ口銭取立の権限を与えられた証文に窺える。⁴⁰この証文によると、②口銭のうち六〇%は藩への礼銭、残りは庭銭として喜兵衛の取り分とする。③口銭は八戸・遠野・野田・宮古などからの海産物、塩荷などの売り立て一貫文に五〇〇一〇〇文と若干差をつけている。④帰り荷には口銭はとらない。⑤口銭の取立役所は盛岡近郊の上田・山岸・神子田・川原町・十文字・夕顔瀬に置く。⑥そこで駄数を改め、判紙を荷主に渡し、問屋に着けたあと市へ出す。売り買いが成立すると、当事者と問屋、そして喜兵衛側が立ち会つて口銭を取立てる、とある。

ここで注目するのは、近世前期における八幡町治兵衛らの海産物の運上請負のシステムとはまったく違ったものになっていることである。つまり海産物が流通する過程を実際に掌握して口銭を取得する方式になり、これまでのように旧瀬主からの大掴みな運上金額に

依存するシステムは排除され、代わって城下町近郊に荷物の改め役所を置いて口銭を徴収しようというのである。この変化は、かつて榎本進が指摘した松前の享保期の税制改革で、入船役（入港税）でなく、沖の口入品役（商品に対する課税）への切り替えに匹敵する変化であろう⁴¹。近世中後期における特産品に対する課税方法の変化の一つともいえよう。

ただ、この明和八年十一月の申し渡しがその後も継続されていたわけではない。安永二年一〇月に「諸請負之者共へ申渡し」がなされ、この仕法が修正されているからである。改めて出された申し渡しには、「近年打続莫大御物入、其上去当年御領分作毛不熟にて、御勝手向御差支有之候間、其方共兼て願上被仰付置候、何々之運上事来正月より御借上金振向二相成候、依之其方共は御免被成候間、当十二月限取立御礼銭上納可仕旨被仰付」（安永二年一〇月二六日）とある。この申し渡しによつて、明和八年に大工町喜兵衛に与えられていた諸運上の礼銭分は取上げられ、財政面での借金対策が優先され、一括して納入する商人の請負制が改めて復活している。

安永二年一月二九日に、前月の予告をふまえて新しい申渡し（以下「五口令」と記す）が出されている。そこには、①これまで魚類海草諸荷物出入り役を務めてきた大工町の喜兵衛ら四人の盛岡商人は御免となり、②新たに盛岡の三人（六日町2、十三日町）、五戸新町の商人、計四人を「借上げ金返済」のための魚類海草諸荷物の出入役と米穀役取立のための支配人とする、③取立てのために各地に荷物改め所を設け、三閉伊から城下町、花巻・大迫などへの海産物（五十集物、海草、塩荷）と八戸への出入り諸荷物役を取立てる。「外」に、盛岡・遠野などから大槌・宮古など三閉伊への米穀役を

新たに徴収する、③期限は明年から五ヶ年、④請負礼銭は五一九五貫五〇〇文、といったことが記されている。

この五口令は、明和八年十一月の申渡しとどこが違うのか。一つは、役銭徴収それ自体は変えずに改め所の場所を修正し、より厳密に漏れなく検査が出来るようにし、二つには、そこでの役銭徴収の額とは別に、藩への運上請負人という性格を強めた商人が毎年決まった金額を上納する仕組みになったこと、三つには、改め所で役銭を徴収することより、藩の財政資金の遣り繰り、借金返済の引当に充てるという目的が優先され、それに叶う商人が運上請負人として選ばれたこと、四つに、新たに米雑穀の流通過程から役銭の徴収することにした、などであろう。

この安永二年十一月の五口令以後の実際の変化を、改め所の位置の変更の問題から見る。安永五年五月の雜書には三閉伊からの海産物からの口銭役の取立て、あるいは八戸からの諸荷物や海産物の役銭の取立てはそれぞれの現地のやり方に委ねて従来どおりとする一方で、宮古からの海産物は平津戸村で、野田通からの海産物などは山岸町・上田・久慈町に置かれた役所で徴収されることにしている（安永五年三月二日）。宮古と盛岡との街道筋は、最初（安永三年段階）は両地域の間中といつてよい平津戸村に荷物改め所が置かれたが、のちに盛岡の出入り口とも言うべき「上小路口」に移っている（天明元年四月一七日）。また野田方面からの改めも同じように盛岡の町外れである「山岸口」に一本化されている（天明五年正月晦日）。

上小路口は盛岡の城東に位置し、宮古、あるいは遠野への街道の出入り口にあり、城下の川原町・仙北町、あるいは肴町・石町・馬

町に近い場所である。山岸口には南部家の下屋敷があり、城内稲荷社の旅所が置かれ、野田街道と結ばれ、城下の寺町・油町・大工町、そして本町に連なる道筋に当たる場所といつてよいだろう。どちらも領内各地と城下を結ぶ要の位置になる場所である。ただ、明和・安永期にもなると統治の視点からの交通の要衝というより、これらの街道が「塩の道」「鉄の道」といわれ⁴²。城下町を軸にした領内経済の結節点という性格に変わっていった。ここで改めて表2と結び付けてみよう。天明期で新しい町となっているところとか、家数の増加が顕著なところは明らかに近世中後期の領内経済の変化に直結していると思う。

こうした変化をふまえて、海産物や米雑穀などの流通過程にどんな問題が出てきたかを見ていきたい。雑書安永七年正月二八日条によると紺屋町清右衛門は野田・宮古などからの魚類・海草・塩・漁油役と米穀二文役などの取立を一手に請け負いたいと願出て、認められている。この請負いは翌八年一〇月にも確認される。雑書天明元年四月一七日条によると、この役銭取立請負人が決まると同時に、荷捌きを一手に引き受けたいという商人が出てきた。安永七年正月二八日の願出によると紺屋町清右衛門とは別に、同町の清蔵が礼銭を払うことを条件に問屋証文を入手しているのである。

問題は、この荷物の一手引受けはあくまでも藩の力を背後にした取引の集約になる。つまり、こうした荷捌きを一手に引き受けたいという願いが認められると、問屋と荷主の間に対立が生じることは必至である。具体的に見ていこう。雑書天明元年四月一七日条に宮古の魚類海草塩を盛岡へ駄送っていた荷主側が、平津戸役所で役銭を取り立てていた盛岡の商人と同じく問屋商人に対し、抗議の意味

で「荷主共一統ニ申合ニテ、当正月より盛岡表へは駄遣相止メ」という事態となった経緯を記している。この時の荷主たちとは、「宮古通惣五十集」という肩書きをつけて、津軽石、赤前、老木、川井の村々の代表者各一名である。また別に「野田通惣五十集」が、岩泉、田野畑、新岩泉、田代の村々の代表者各一名が出ている。沿岸部の村々が中心となり、それに盛岡への街道筋の村から代表が出ている(天明元年五月一九日)。荷主たちの不満の一つは魚類・海草入役請負の盛岡紺屋町の清右衛門が平津戸取立て役所での取立てが厳しいこと、二つには問屋である紺屋町の清蔵、庄右衛門は「近年ニ至荷主共へ無理成両替相場違等差引致遣、至て問屋共勤方不心得」であると主張している。前者は荷物改めの設置に伴う不満で、後者は盛岡の商人による荷捌きに対する反発である。これまで浦々を代表してきた瀬主の中世的・伝統的権威とちがひ、浦々の利害を背負う村役人クラスの主張は現実的で強い。

宮古の荷主たちの要求にあわてた藩の勘定所は、いろいろと説得しているが、結局のところ荷主側の要求に応じて不当な手数料などを撤回させ、荷物改め所を盛岡の上小路に移し、盛岡の問屋を交代させることで決着せざるをえなかった(天明元年四月一七日)。このトラブルの経緯は、平津戸の荷物改め所での些細な物にまで役銭をかけることへの不満は確かにあるが、それよりは藩の力を背景にした盛岡の商人(問屋)の荷捌きに対する反発が強いことである。前述した明和八年のさいもそうだが、雑書安永七年正月二八日条と同八年一〇月一〇日条を読み込むと、これまでの紺屋町清蔵らと荷主たちとの関係は「相對問屋」ともいえるものであったが、五口令による役銭徴収の一手請負いを契機に、荷主たちとの関係は一方的

に無理な差引勘定を押し付ける関係に変化したことへの反発をうがうことができる。

こうした状況は実は盛岡だけでない、同じ領国のなかの遠野や五戸などでも見られる。荷物改所での役銭を一手に請負った者が同時に問屋となって荷扱いをしているのは遠野でも見られている（安永五年二月二三日）。遠野の場合、前出の日本歴史八二三号論文の中で、安永六年には「藩当局の役銭増額に対する反発だけでなく、宿機能そのものを否定する盛岡商人による問屋設置が、町の存立に直にかかわることだという認識」があつたから強い反対の意思表示が見られたと記している。五戸の場合も同じである。雑書のなかに、五戸の平八が五戸町で魚類など諸品宿問屋の売買を「永々一手二被仰付」といと願出ている。これに対し、五十集宿の者は「古来より銘々近付、懇意商人手前相對を以て宿仕諸荷物売買取扱通用」してきている。「平八へ一手に被仰付候ては私共は不及申、諸商人荷物不自由ニ相成、在町共に迷惑」（天明七年三月三日）と主張している。遠野と同じ状況にあつたといえよう。ここで荷主たちがいう相對問屋というのは、これまでの取引相手ともいえる盛岡の市での荷宿などと同じものだろう。

盛岡に戻る。結局のところ、紺屋町清蔵らは問屋御免となり、あとの問屋としては本町の大江屋孫兵衛が指名され、宮古や野田の荷主たちとの問屋仕法を協議し、改めて庭敷銭など諸懸りを明記した請書を作成して決着している（天明元年五月一七日）。この一連の過程で印象的なのは、これまでのように相對の立場をとろうとする荷主側の立場からの反発と、藩からの役銭徴収の権限を背景に荷物の一手引受けを目論んでいる盛岡の商人側との対立である。これ

に対して宮古、そして遠野や五戸の荷主たちは強い姿勢で臨んでい

る。

このように五口令をきっかけにして、領国内の流通状況の再編成、荷物改め所での役銭徴収、城下町商人による荷捌きの一手引き受けの願ひ、荷主側などからの相對取引への回帰の要望などの動きが同時に進行した。その上で注目すべきもう一つは、前述した五口令で、「外」として内陸部から沿岸部への米雑穀類の移出に役銭をかけるという条項が加わったことである。具体的にどんな変化が見られたかをみると、雑書安永五年五月一二日条で八幡丁小兵衛・鉦屋町長七の願書が記されている。そこには①三閉伊などからの魚類など、②八戸から沼宮内などへ入ってきた五十集諸荷、③三閉伊行きの米雑穀一升二文懸けなどの諸役を請負い、一カ年八三〇〇貫文の札銭（運上）を上納するというものである。これまでの魚類などの運上請負分にプラスして米役を込みで請負うようになったのである。雑書には同じような願書が多く記載されるようになった。こうした変化をふまえ、ここで盛岡における米雑穀類の取引状況がどうなっていたかを見ておきたい。

ここでは「自然未聞記」や「飢饉考」⁴³に加えて雑書の記事（宝暦六年五月一日）を使い、盛岡での米取引の特徴を見ていきたい。宝暦五年五月に石町御会所に集められた商人六人が囲い米や米相場について尋問を受けている。この六人の内訳は、米問屋が二人（馬町万十郎、同長八）、同じ米問屋とはいえ、万十郎は「米問屋にて広く商売のよし」とあるのに対し、長八には「米問屋一応商売」という違いはあるが、とにかく専業の商人である。残り四人は他商売を兼ねていて、三戸町赤川源次郎の商売は「小問物、荒物、米穀買置、

其外さまざまと取組商人」とある。また四ツ家町亦七も「荒物見せ、外米商売、御蔵へ通ひ米穀重二商売、何も分限」と紹介されている。どちらも荒物など他商売を兼ねて米商売に関わっていることが分かる。もう一つの注目したのは、御蔵との係わり合いである。前述の四ツ家町の亦七だけでなく、肴町勘平・与六も「米穀御蔵へ通い商売」などに従事しているという。そのため蔵米相場と「下通米」の相場が連動することもあつて藩側の介入が見られる仕組みになっている。

これら六人の商売をみて感じることは、前述したように専門の米問屋、あるいは藩の御蔵からの地払いなどの関わっている者というより、むしろ他商売を兼ねている者が加わっている印象が強い。こうした傾向は、六人に準じる一人の「荷担商売仕」る顔ぶれを見ても同じである。一人中、米問屋は二、米屋は四で、そのほか他商売を兼ねているのが四（油屋、金買、質屋、春木屋各一）、記載なし四である。記載なしのなかに紺屋町の井筒屋（小野）清助や新町の井筒屋（小野）善助の名がある。宮本又次もその著書のなかで、盛岡の井筒屋小野家の分別家の享保・元文期の勘定帳のなかに穀物関係の記載があることを紹介している⁴⁴。井筒屋小野家は酒造業だけでなく、米取引あるいは米買置きに関わっていたと見てよいだろう。盛岡では専門の米商人だけでなく、他商売の者が何らかの形で米取引に関わっていたのである。呼び出されたこれら米商人のほか、盛岡の惣町で米所持の者は米屋などを含めて五三人が名指しされているが、その所在地を見ると新町八、肴町七、十三日町六で、残りの三二人は一ニカ町に分散している。

盛岡では米問屋以外で他商売の者が米取引に関わることが多い。

盛岡での米雑穀類は、「自然未聞記」などにある通り、蔵米と町米と呼ばれる区別がある。前者は言うまでもなく本蔵・新蔵などの御蔵からの家中扶持米などの払い出し分で、後者は秋田領を含めて盛岡周辺の村々などから流入してくる米雑穀であろう。蔵日には米商人たちが十三日町や馬町にある米宿に詰めて相場を立てるという仕組みである。市ごとに相場は変動しており、町米の存在感はある。しかし、建前としては盛岡での米市や米相場というのは強い規制が働いていると見てよい。前出の「御城下市之記」には村々から御町（盛岡）を通さない諸品を買い取るのは御法度だという認識に見られる通りである。しかし盛岡の市や米宿を介さない流通が展開し、それに同調する商人が多いのも現実である。

盛岡で多くの商人たちが米売買、あるいは所持に関わったのは、町米の入手先として向（迎）買いに関わる。この向買については、雑書の宝永六年一〇月一五日条には「従在々御町へ付入候諸色、所々出口にて向買仕候者有之」迷惑だという記事がある。この城下の町を通すことを求めているというのは、藩の規制が強い米商人、あるいは市、荷宿を通せということだろう。以後、向買いを認めない申し渡しは何度も出ている。内史略には宝暦六年八月の申渡しとして、「穀物於惣門外向買候義兼御停止」というのが収められている⁴⁵。盛岡の惣門の外での穀物売買をはっきりと御法度だとしている。

では誰がこうした向買いを行なっているのか。雑書の延享二年七月一日条には「被仰出」として、「前々より向買之義御停止被仰付置候得共、今以仙北町向枡形、新小路入り口、神子田、上小路、外加賀野、山岸、上田枡形、夕顔瀬向、三ツ家へ御町小売之者罷越

向買仕候」と指摘している。宝暦六年八月に「惣門外」と括られた場所を具体的に記している。それより問題なのは、出買いしているのが「御町小売之者」と見做していることである。これは小売商人が自ら買い付けをしていることにならないかと思う。この層の厚さは前述した盛岡の多くの商人たちの米取引への関与という状況とも結びつくだろう。

向買いの展開と関連する米商売人の個別研究として藤原隆男の「幕末期における商人米の市場構造」がある⁴⁶。この論文は盛岡六日丁の油商高田家が下級武士の切米や扶持米の売却に関与し、やがて天保期には盛岡以南の村々から農民余剰米の購入を始め、弘化期には米穀商としての地位を固めたことを論述している。時期的にはやがずれるが、盛岡の米商人たちの展開の過程を具体的に示している興味深い。

ここで、五口令の時期の問題に戻ろう。もともと沿岸部の村々が盛岡への海産物を駄送したのは、内陸部の村々から飯料米を入手するためでもある。しかし、五口令の時期は凶作、飢饉の時代でもある。米雑穀類を求める動きはさらに強まっているが、同時に。内陸部の村々でも凶作、飢饉が続くと自分たちの生死をかけての対応も見られてくる。それは、海産物、なかでも塩を求めることであった。なけなしの米雑穀類を沿岸部に出して塩など海産物を手しようとする試みも一つの決断であろう。これまでも内陸部の村々が塩を求めて雑穀との駄替えを行っていた事例は紹介されているが⁴⁷、五口令以後の雑書には塩の売買をめぐる記事が増えている。塩を一手買いたい願いや塩荷宿はやはり相対宿がよいといった藩の裁定が出たりしている。そのなかでも注目されるのは、これまであまり見

けなかつた「塩取替之米雑穀」の役銭徴収を請負いたといった願いも出てきている。雑書天明七年八月二八日条に、十三日町宇右衛門はこれまで山岸口を本町久蔵、上小路口は肴町善兵衛が「塩取替之米雑穀役銭取立」てきたが、今後は自分一手に請負いたいという願い出が記されている。こうした塩を入手するためになけなしの米雑穀を売却する、この時期特有の米雑穀の取引の増加にも役銭を賦課することを忘れていないことを示している。この背景には前述したような、盛岡の米商人たちが米雑穀の荷主として展開している状況を見落としてはならないであろう。

ここで重要なことは、盛岡での米商人たちが荷主となって、取引の見返りとして塩を求めたとき、既存の流通機構である市での相対取引そのものの存在価値が失なわれていくことにならないかということである。荷主間の直接取引が進行すると、市商業の形骸化は避けがたい、ということである。確かに、盛岡の市で相対取引が行なわれるのは基本である。この対極にあるのが荷主相互の直接取引である。これまで、延宝期以降には店舗商業が増大し、盛岡の市商業も衰退したといわれるが、次の段階として、塩など海産物などを中心にした荷捌きの一手引受が進行すると、盛岡の市での相対取引の形骸化は避けがたい。

盛岡の市が廃止となった経緯や時期については、「盛岡砂子」の記事が唯一のものである。その記事も内史略本には「庶民の不軌より」⁴⁸とあるが、南部叢書本には「庶民の愁訴の騒ぎ」⁴⁹により自然と廃された、と若干異なるニュアンスで記されている。ただ、この論文では、前述したように向買いは御法度だという指摘を重視し、これまでの相対取引を基本とする市商業から脱却し、盛岡商人が荷

主化し、米と海産物(塩)の取引を直接に掌握することにより、市の存在が形骸化するという意味で、内史略の「不軌」(法に背くこと)という指摘は、この論文の骨子とも合致することを指摘できるように思う。それは近世初頭から盛岡の町々の成り立たせてきたともいえる市商業を重視してきたこの論文も、市の廃絶を見通すところまでできたところで、一応閉じることにしたい。

むすびに

この論文のいくつかの要点や課題を指摘しておきたい。第一は、城下町の成立期に、店舗商業がまだ十分に展開していない段階で町替えなどをした場合、町々に取引特権を与える方式ではなく、市商業に依存することによって城下を形成していったのである。町々の短冊型地割の地面は表口七間、裏行二〇間、計一四〇坪という比較的大きいものであった。この広い地面は市で商売をするコミセ(小見世)などを置くスペースとして活用されたといえるだろう。市の荷宿は売り手と買い手の間の相対取引の場を提供するのが一般的で、荷受問屋的な性格を持っていた。相対取引を原則とする市商業の存在に、この時期の城下町経済の基本的な性格を見ることができると思う。

第二は、近世中後期に城下町経済の弛緩にともない、改めて全領的に商品流通を掌握するため、役銭取得のために荷物の改め所を設置したりしている。ただ、特産品の増加に照応した課税も、この役銭を担保にした借財返済の原資に転換していった。これを契機に藩

の意向をふまえた城下町の商人たちによる荷捌きの一手引受の願出が増え、これまでの市や宿での相対取引にこだわる宮古、遠野、五戸などと対立した。他方、これまでになかった米雑穀類の取引からも役銭の徴収が始り、盛岡では市商業の枠を越え米雑穀の調達が進み、荷主化も進行した。こうして、これまでのような盛岡の市での相対取引の必要性も薄れ、城下町の市は寛政ころには廃絶の方向に向かわざるをえなかった。

第三に、城下町経済の変容を経て、城下町々も大きく変わっていった。変化の直接的なきっかけは延宝期に出来た八幡町の成立である。そして安永・天明期に設置された上小路口、山岸口など五口の荷物改め所と結び付く町々の発展であろう。いずれも領内各地との経済的な結び付きのなかで発展した町々である。八幡町は祭礼や相撲、芝居、祭礼や芸能を中心に、博打を榮しみ、茶屋遊びができ、遊女や若者、あるいは火消しなどが目立つ町々が出来ていった。他方、それらを束ねる親分や頭たちの登場は、既存の検断や肝煎などとは別の次元での仲間的な結び付きが作り出されているように思う。こうした点については、風俗、意識の問題も含め、改めて稿を起すことが必要だろう。

第四に、この論文はあくまでも城下町盛岡の個別研究に終始している。その上で隣接する藩の城下町(仙台・秋田)などとの関連が問題となろう⁵⁰。その場合、一つの焦点としては、やはり経済面の変化(なかでも重要な物資、特産品の動向)に影響を受ける局面が大きいと思う。城下町における日常の生活物資とか消費物資に限ることなく、領内の特産品の動向にどう関わっているのか、といった視点も含めて城下町研究を進めていく必要性を感じている。これら

の点を指摘したところでこの論文を閉じることにした。

注

1. 松本四郎『城下町』（日本歴史叢書六八）吉川弘文館二〇一三年
2. 塩川隆文「書評松本四郎『城下町』」北陸都市史学会誌二九、二〇一二年
3. 本稿は、前出『城下町』の「城下町の維持・保護」（九八頁～一一一頁）で、成立期の城下町の町役負担者の維持・保護、市日の設定、町座・町株の設定、城下町への米供給、といったテーマを取上げ、変化の過程についても「城下町の展開」（一七一頁～一九二頁）で、城下町の拡大、特権的町人の衰退、城下町商業の担い手の変化（金沢）、個別町の住民構成の変化（鳥取元大工町）の記述と関わっている。
4. 松本四郎「近世遠野の都市的性格」日本歴史八二三号二〇一六年
5. 旧城下三戸については、『青森県の歴史』（山川出版社二〇〇〇年）第五章（執筆者は斉藤利男）や『青森県史』資料編中世一（二〇〇四年口絵二五頁）の絵図写真などによる。
6. 吉田義昭『城下町盛岡』盛岡市文化財シリーズ二三、一九九四年などによる。
7. 矢守一彦『都市プランの研究』大明堂一九七〇年（二五二頁）
8. 「盛岡城下図」（岩手県立図書館蔵 九三×七五・五センチ）
9. 「盛岡城下図」の作成年代については、工藤利悦「盛岡城下図についての一考察」（奥羽史談六九、一九七三年）が綿密な考証をしている。ただ、工藤氏は「正保絵図の下図」と結論付けているが、本文中に記したように正保絵図とは切り離し、独自の性格があることを重視したほうがよいと思ひ、従来通り寛永期に作製された絵図という理解を踏襲した。
10. 『日本の市街古図』東日本編（鹿島研究所出版会一九七三年）に「寛永の図」が収録されており、森嘉兵衛氏が解題を記している。
11. 「盛岡砂子」南部叢書一
12. 「御城下市之記」（岩手史叢六、見聞随筆上）、一九八三年
13. 渡邊信夫『幕藩制社会の商品流通』柏書房一九六六年一一一頁
14. 『雑書 盛岡藩家老席日記』盛岡市教育委員会一～四四、一九八六年～二〇一八年、以後本文中に雑書を引用する場合は一々注記せず、カッコ内に年月日のみを記入した。
15. 前出『城下町』八九頁
16. 前出「御城下市之記」四〇八頁
17. 前出「盛岡砂子」南部叢書本五一四頁
18. 『藩法集九上』、一六九頁。なお、雑書正保三年七月四日条には「商売もなく」という文言が抜けている。
19. 小野晃嗣『近世城下町の研究』増補改訂版、法政大学出版局一九八三年、一〇三頁
20. 前出「御城下市之記」四〇四頁
21. 前出『城下町』七八頁
22. 延宝期の伝馬役の町数は雑書延宝五年二月二六日条、町名は『岩

- 手県史』五卷六〇二頁による。
- 23 前出『御城下市之記』四〇四頁
- 24 前出『日本歴史』八二三号論文
- 25 玉井哲雄は「町割・屋敷割・町家」(年報都市史研究二号一九九四年)で、「領主側の主導で町屋敷が成立した各地の城下町などでは、町家としての発展が遅れ、市商人による非常設店舗であるミセを付加した非京都型に起源をもつ町家による町並が構成されたと考えられる。その場合、ミセ機能とは必ずしも結びつかない間口規模・表現形式などに格差が多いと考えられる」(八四頁)と指摘している。
- 26 コミセについては、三戸町史上三七五頁写真、小野芳次郎『東北地方の民家』明玄書房一九六八年。瀬川修ほか「岩手県内のコミセのある町家について」(岩手県立博物館研究報告二六)二〇〇九年などを参照した。
- 27 渡邊信夫『幕藩制社会の商品流通』柏書房一九六六年
- 28 岩本由輝『近世漁村共同体の変遷過程』御茶ノ水書房一九七〇年四一頁
- 29 「間屋」については長い研究史がある。ここで念頭にあったのは前出『城下町』一八二、一八三頁に記した、中井信彦「近世都市の発展」(岩波講座日本歴史一一、一九七八年)に依拠して記述したことだけを記しておく。
- 30 細井計『近世の漁村と海産物流通』河出書房新社一九九四年
- 31 「邦内郷村志」(南部叢書五)一九二九年
- 32 前出『城下町』九六頁に鶴岡各町の本家・名子家数(延宝四年)が出ている。
- 33 町座・町株については前出『城下町』一〇五〜一〇七頁を参照。
- 34 宮本又次『小野組の研究』一(新生社)三九一頁
- 35 渡邊信夫前掲書(三八五、三八六頁)
- 36 細井計「盛岡城下八幡宮考」岩手大学文化論叢五
- 37 渡邊信夫前掲書(三六四頁)
- 38 『青森県史』資料編近世四(一二七頁)
- 39 岩本由輝前掲書(二二五頁)
- 40 『盛岡市史』近世下(五三頁)一九六九年
- 41 榎本進「近世北海道における間屋制度の一考察」、『増訂改補北海道近世史の研究』一九九七年に収録。
- 42 『図説盛岡四百年』上、郷土文化研究会一九八三年(一七四頁)
- 43 細井計『盛岡藩宝暦の飢饉とその史料』東洋書院二〇一一年(一一〇頁)、なお森嘉兵衛校訂の『日本庶民生活史料集成』七巻の「飢饉考」も参照した。
- 44 宮本又次前掲書(四二二頁)
- 45 内史略本四(四一四頁)
- 46 藤原隆男「幕末期における商人米の市場構造について―盛岡城下町方米穀商人高田家の農民米の購入を中心として―」(岩手大学教育学部研究年報三二)一九七一年
- 47 『岩手県史』五(一一六四〜一一七三頁)
- 48 内史略本三(一五頁)、なお工藤利悦『盛岡藩歴史史料ガイドII』(二〇〇三年)参照
- 49 南部叢書本一(三八三頁)
- 50 松本四郎『幕末維新期の都市と経済』(校倉書房、二〇〇七年)の第一章第三節で「城下町の様相」や「米の経済と特産品の

「経済」にふれている。

受領日…二〇一八年一月二〇日
受理日…二〇一八年二月六日